

# いじめは絶対に許さない!



問い合わせ 学校教育グループ (☎⑧1162)

## いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

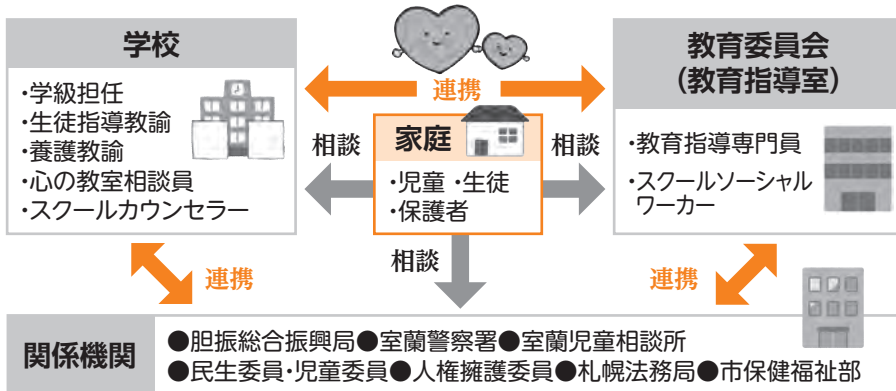
## ひとりで悩まず相談してください!!

- ◎子ども相談支援センター  
☎0120-3882-56 (24時間対応)
- ◎24時間子供SOSダイヤル  
☎0120-0-78310 (24時間対応)
- ◎登別市いじめ相談(教育相談)電話  
☎⑧0085 (月~金曜日 9時~17時)
- ◎登別市教育指導室『メール相談』  
Eメール: tsunagu@city.noboribetsu.lg.jp



## 学校と関係機関との支援体制

どこに相談をしても教育委員会・学校・各関係機関が連携して支援します。



皆さんの周りに、登校を嫌がったり、元気がなくなったりしている子はいないでしょうか。夏休みや冬休みの終わりごろ、クラス替えの時期など、環境に変化があるときは、いじめの発生に特に注意が必要です。

いじめを防止・発見するには、家族だけではなく、周りの大人の協力が必要不可欠です。周りに心配な子がいたら、ぜひ温かく声をかけ、その子の声に耳を傾けてください。そしてそのときは、問い詰めたり、結論を急いだりせず、子どもの気持ちを受け入れることが大切です。

す。あなたのひと声が、子どもを救えるかもしれません。

また、子どもの様子がおかしいなど、心配なことがあれば、ひとりで悩まず学校や関係機関、各種相談窓口にご連絡ください。

市教育委員会は、いつでも、どの学校でも起る可能性があるいじめに対し、『いじめは絶対に許さない』という強い信念をもって、学校や家庭、地域、関係機関などと連携し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・再発防止に努めます。



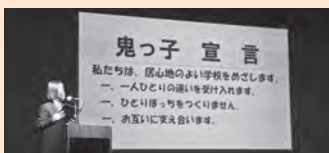
## みんなでつくろう! みんなが通いたくなる学校を!



令和3年11月1日、市の小・中学生、高校生による『鬼っ子フォーラム』を開催しました。

各学校の代表者が「みんなが通いたくなる学校づくり」をテーマに、いじめ根絶の取り組みやあいさつ運動などの取り組みを紹介。

最後に、居心地のよい学校づくりを目指す「鬼っ子宣言」を発表しました。



## 鬼っ子宣言

私たちは、居心地のよい学校をめざします。

- 一、一人ひとりの違いを受け入れます。
- 一、ひとりぼっちをつくりません。
- 一、お互いに支えあいます。